

令和___年___月___日提出

名簿番号

譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書

住 所				関 与 税理士		
フ リ ガ ナ 氏 名		電話番号	()	(電話))

この明細書は、個人の方が、譲渡所得の特例の適用を受ける場合において、その特例の適用を受ける譲渡した不動産又は買換え等により取得した不動産に係る不動産番号等を記載することにより確定申告書の提出時等に登記事項証明書の添付（提出）を省略するときに、使用するものです。

（注）登記事項証明書の写しなど不動産番号等の記載があるものを提出いただくことで、登記事項証明書の添付（提出）を省略することもできます（その場合、この明細書の提出は不要です。）。

1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等

不動産 の種別	特例適用 条 文	資 产 の 区 分	所在及び地番又は家屋番号（※1）											
			不 动 产 番 号（※2）											
1 □土地 □建物	措 · 震 条 の —	□譲渡資産 □買換（代替・交換 取得）資産												
2 □土地 □建物	措 · 震 条 の —	□譲渡資産 □買換（代替・交換 取得）資産												
3 □土地 □建物	措 · 震 条 の —	□譲渡資産 □買換（代替・交換 取得）資産												
4 □土地 □建物	措 · 震 条 の —	□譲渡資産 □買換（代替・交換 取得）資産												
5 □土地 □建物	措 · 震 条 の —	□譲渡資産 □買換（代替・交換 取得）資産												

（※）1 地番・家屋番号は、住居表示番号（〇番〇号）とは異なりますので、注意してください。

2 不動産番号は、13桁の番号で、登記事項証明書等（例えば、登記事項証明書の表題部の「不動産番号」欄）に記載されています。

2 買換資産等を取得する見込みがあるとして、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をしていった場合におけるその申告書の提出状況

提 出 先	税务署	旧 氏 名	
旧 住 所			

（注）「旧氏名」欄及び「旧住所」欄は、この明細書を提出するときの氏名又は住所が、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をしたときの氏名又は住所と異なる場合に記載してください。

譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書

1 使用目的

この明細書は、個人の方が、譲渡所得の特例の適用を受ける場合において、その特例の適用を受ける譲渡した不動産又は買換え等により取得した不動産に係る不動産番号等を記載することにより確定申告書の提出時等に登記事項証明書の添付（提出）を省略するときに、使用するものです。

(注) 法令上、「登記事項証明書」の添付（提出）が規定されているものに限ります。

2 記載要領等

- (1) 「【令和___年分】」には、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をする年分を記載します。
- (2) 「1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等」欄の「不動産の種別」欄及び「資産の区分」欄は、該当するものに対応する□に✓印を記載します。
- (3) 「1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等」欄の「特例適用条文」欄は、次の「○ 登記事項証明書の添付（提出）省略の対象となる主な譲渡所得の特例一覧表」等を参考に、該当するもの（租税特別措置法の場合は「措」、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災特例法）の場合は「震」となります。）を○で囲んだ上、条項番号を記載します。

○ 登記事項証明書の添付（提出）省略の対象となる主な譲渡所得の特例一覧表

特 例	適 用 条 文
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第31条の3
収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	租税特別措置法第33条
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	租税特別措置法第33条の3
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（※）	租税特別措置法第34条の3
被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除	租税特別措置法第35条第3項
特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除	租税特別措置法第35条の2
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第36条の2
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第37条
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第37条の5
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	租税特別措置法第41条の5
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	租税特別措置法第41条の5の2

(※) 登記事項証明書に、土地等に係る権利の移転が公告によるものであることを明らかにする表示がある場合に限ります。